特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	杵築市では、児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項及び別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5条）第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87、106の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 2. 別表第二主務省令第40条、第40条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　　TEL　0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　TEL　0977-75-2408

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ・4・②	【情報照会の根拠】 1．略 2．別表第二主務省令第40条	【情報照会の根拠】 1．略 2．別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ・5・②	子ども子育て支援課長	子ども子育て支援課長　斎藤　高司	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ・1	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ・2	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ・5・②	子ども子育て支援課長　斎藤　高司	子ども子育て支援課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ・1	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ・2	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ・1	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ・2	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ	―	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	Ⅰ・4・②	【情報照会の根拠】 1．別表第二の26、30、87の項 2．略	【情報照会の根拠】 1．別表第二の26、30、87、106の項 2．略	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ・1	平成31年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ・2	平成31年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ・4・②	【情報提供の根拠】 1．略 2．別表第二主務省令第19条、第44条	【情報提供の根拠】 1．略 2．別表第二主務省令第19条、第44条、第53条	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ・5・①	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ・5・②	子ども子育て支援課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ・8	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ・1	令和元年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ・2	令和元年10月1日　時点	令和2年10月1日　時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅳ・8	[○]外部監査	[　]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	Ⅰ・4・②	【情報提供の根拠】 1．番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、87、106の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1．番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の項 2．別表第二主務省令第40条、第40条の2	【情報提供の根拠】 1．番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87、106の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 1．番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 2．別表第二主務省令第40条、第40条の2	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ・1	令和2年10月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ・2	令和2年10月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ・1	令和3年10月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ・2	令和3年10月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳ・8	[　　]外部監査	[○]外部監査	事後	